

荒尾市空き店舗活用創業等支援事業補助金 Q & A

	質問	回答
1	先月開業したが申請できるか。	開業前に申請書の提出をする必要があるので申請できません。
2	改修工事が始まっていますが補助金を申請することは可能か。	交付決定前に事業着手した場合は、申請できません。
3	すでに空き店舗の一部を改装済みであるが、未着手の店舗改装費について補助金を申請することは可能か。	営業開始前であれば、着手済みの改装費を除いて補助金を申請することができます。
4	営業日や営業時間に制限はあるか。	営業日の指定はありませんが、1日4時間以上かつ週4日以上の営業が必要です。
5	他の補助金を受けているが、申請できるか。	申請可能ですが、当該経費について補助金等の交付を受ける場合は、当該経費からその交付を受ける額を控除した額を補助対象経費とします。
6	店舗併用住宅の場合対象となるか。	店舗部分の面積を按分して申請することが可能ですが、店舗部分と住宅部分が分けられない場合は申請不可です。
7	他市から移転をする際は対象となるか。	荒尾市で新たに開業される場合は対象となります。
8	以前空き店舗補助金を受けたが業態を変更して事業を行う場合対象となるか。	過去に空き店舗補助金を受けた方は対象外となります。
9	店舗賃借料は毎月給付することは可能か。	年度内に実施した事業について実績報告を受け、一括で給付します。そのため、毎月給付することはできません。
10	交付対象事業はなにか。	小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業等です。該当するか不明な場合はお問合せください。
11	補助対象経費はなにか。	店舗の改修費及び賃借料が補助対象となります。 ・改修費（内装・外装工事費、附属設備工事費等） ・賃借料（敷金、礼金、管理費、共益費、駐車場代等を除く）